

< 給与支払報告書の提出に関する注意事項 >

1 住民税の徴収区分について

従業員に給与を支給している場合、雇用形態を問わず、原則、特別徴収による納付をお願いいたします。

特別徴収にすることで、納付期別が最大12回に分割されるため、従業員の1回あたりの負担金額が少なくなります。

【例 年額12万円の場合】 普通徴収:3万円/回(全4回) → 特別徴収:1万円/回(全12回)

なお、「普通徴収への切替依頼書」の切替理由に該当する従業員は、普通徴収を選択できますので、ご確認ください。

2 年末調整していない給与について

原則、事業所において年末調整していただくこととなっておりますが、従業員が令和6年12月31日までに退職した場合や事業所の都合等で年末調整されなかった場合、所得税が清算されていない状態であると想定されます。

年調未済(年末調整されなかった)の従業員には、確定申告をして所得税を清算するよう、お伝え下さい。

また、年調未済の場合、配偶者・扶養・生命保険料・障害者・住宅借入等(給与から差し引かれる社会保険料を除く)の**控除が適用されないため、住民税が高く算出される可能性があります。**

年調未済のため、控除が適用されていないこと、適用には申告が必要なことを併せて従業員へお伝え下さい。

3 年末調整の再計算について

住宅借入金等特別控除があり、且つ支払金額、または所得控除に誤りや変更があったことで所得控除額の合計額が変わる方については、提出された給与支払報告書の内容から、再度、年末調整いただくよう依頼することがあります。

再年末調整の後、令和7年1月31日までに訂正した給与支払報告書を提出下さい。

なお、**給与支払報告書の内容を訂正いただけない、または提出期限までに訂正した給与支払報告書を提出いただけない場合、従業員が自ら確定申告をして所得税を清算する必要があります**ので、ご留意下さい。

4 提出先の市区町村について

令和7年度 給与支払報告書は、令和7年1月1日に従業員が住所を有する市区町村にご提出下さい。

また、令和7年度町県民税の特別徴収に係る異動届や特徴切替依頼書についても、同様の取扱いとなります。

なお、大槌町に提出された給与支払報告書、異動届、特徴切替依頼書の提出先が異なる場合、課税先(1月1日に住所を有する市区町村)に資料を送付しておりますが、大槌町以外の提出・課税先の市区町村の取扱いによっては、再提出を求められる場合があります。提出の際は、従業員の住所をご確認のうえ、課税先の市区町村にご提出下さい。

5 税額決定通知の電子通知について

給与支払報告書を eLTAX で提出し、特別徴収の従業員がいる事業者においては、令和7年度町県民税の税額決定通知を電子通知で受け取ることができます(納税義務者用は、特別徴収対象者全員を対象とすることが条件)。

電子通知での受取とする場合、令和7年度給与支払報告書を提出する際(eLTAX)、希望する「税額通知受取方法」を選択し、「通知先 e-mail」を設定下さい。

また、**納税義務者用の税額通知を電子受取とする場合、給与支払報告書に受給者番号を必ず記載下さい。**

受給者番号が把握できない従業員分については、特別徴収義務者用の税額通知に記載される宛名番号を受給者番号とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

なお、給与支払報告書を提出後、5月中旬までに「税額通知受取方法」や「通知先 e-mail」を変更した場合や、5月末までに通知されない場合は、税務会計課課税係までお問い合わせ下さい。

6 お問い合わせ先

大槌町役場税務会計課課税係 電話 0193-42-8711 (〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号)

【確定申告事務処理の都合上、令和7年1月24日までに給与支払報告書のご提出をお願いします】